

茂原市農業委員会第11回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年9月25日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 25名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 8番 秋山 芳廣
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 渡邊 滋樹
 - 12番 高橋 英二
 - 13番 秋葉 仁喜
 - 14番 浦島 京子
 - 15番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 16番 佐藤 栄作
 - 17番 矢部 義明
 - 18番 古山 光雄
 - 19番 熊切 秀雄
 - 20番 加藤 古志郎 (会長)
 - 21番 大塚 優
 - 22番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 23番 鵜澤 和行
 - 24番 丸島 正昭
 - 25番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 2名
 - 11番 中田 文昭
 - 26番 麻生 重和
- 5 事務局職員 4名
 - 事務局長 葛岡 直樹
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 主査 東條 成男
 - 副主査 芝崎 一郎
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
 - 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 10件
 - 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第11回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、申請の取り下げが2件あり、3条申請が4件、4条申請1件、5条申請につきましては10件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が1件、先月総会の保留案件が1件の合計17件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、18日に第2小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、中田委員と麻生委員より所用のため、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

(議長一任の声)

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は9番杉浦委員と10番光橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

始めに1号議案でございます。申請地は高田字作網地先、畑1048㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、借人は高田の★★さん、貸人は父親である★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で650日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は六ツ野字烏竜島地先、田んぼ2470㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、借人は埼玉県の★★さん、貸人は父親である長生村の★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。なお、★★さんは週末には実家に戻り★★さん所有農地を耕作している旨の耕作証明書が長生村農業委員会より交付されております。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で490日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は、長尾字辺田地先、他1筆、田んぼ416㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲り受け人が長尾の★★さん、譲り渡し人は腰当の★★さんでございます。申請理由としましては、平成11年に周辺農地の所有権移転登記を行いました、当申請地の申請漏れがございまして現所有者のままとなっており、今回正式に登録するためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてあります。

続きまして4号議案でございます。申請地は、長尾字稗田地先、畑525㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が長尾の★★さん、売渡人は小林の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は450日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてあります。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。

それでは、第二小委員会の審議結果の報告をお願いいたします。

第二
小委員長

小委員会での審議の結果、1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次、審議いたします。まずは1号議案ですが★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

事務局で説明のあったとおりで、特に支障ないと思われまので許可でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

特に支障ないものと思われまので許可でお願いします。

会長

1号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは1号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)1号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして2号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

1号議案と同じく、農業者年金受給のための案件であり、特に支障ないと思われまので許可でお願いします。

会長

2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは2号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)2号議案につい

ては、許可ということに決定いたしました。
続きまして、3号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 問題ないと思いますので、許可でお願いします。

会長 3号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは3号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 3号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして、4号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 荒らしてしまうより、耕作をしていただけるということですので許可でお願いします。

会長 4号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは4号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして、農地法第4条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
それでは5号議案でございます。申請地は東郷字大谷地先、畑1209㎡でございます。谷本の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、土地の有効利用を考え採光条件等にも恵まれている当申請地を転用して売電事業を行いたいためとのごことでございます。計画としましては、太陽光パネル200枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を4カ所設置する計画でございます。外周にフェンスを設置いたします。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。御用地自治会及び谷本自治会から同意書が提出されております。
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。

第二小委員長 小委員会での審議の結果、5号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議いたします。5号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 支障ないと思いますので、許可相当でお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 周辺に住宅地が広がっており、太陽光発電ということですが、問題ないと思いますので許可相当でお願いします。

会長 5号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは5号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案に

については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条の許可申請に移ります。次の6号議案については取り下げになりました。7号議案については、★★委員が議事参与の制限を受けるため、退室をお願いします。

(★★委員退室)

それでは、7号議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

初めに7号議案でございますが、申請地は、柴名字滝ノ谷地先他2筆、田んぼ738㎡、畑1173㎡合計1911㎡でございます。茂原の★★さんが柴名の★★さんから一時転用により土地を借り受けて、資材置場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、茂原市北部開発に伴うガス管理設工事において、作業効率を確保するためにその工事路線の近辺に資材置き場を新設したいためとのことでございます。計画としましては、現地盤のまま重機・車両進入部分には鉄板をしく計画で、切土、盛土は発生しません。一時転用期間については平成28年10月19日迄となっております。農地復元誓約書が提出されております。排水は雨水のみで敷地内浸透でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。

第二
小委員長

小委員会での審議の結果、7号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは7号議案について審議いたします。こちらも現地調査してございますが、★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

現地はきれいに管理されておまして、一時転用ということですので、許可相当でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

公共性のある事業であり、地元自治会からも同意を得ておりますので許可相当でお願いします。

会長

7号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは7号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声)7号議案については、許可相当ということに決定いたしました。それでは、★★委員に入室をお願いします。(★★委員入室)

続きまして8号議案から9号議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

続きまして8号議案でございます。申請地は箕輪字三郎房地先、畑165㎡、でございます。市原の★★さんが箕輪の母である★★さんから土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在アパート住まいであり手狭となったため、当該申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積67.56㎡が1棟でございます。排水は東側既設配水管に接続する計画でございます。箕輪水利組合から放流同意書を提出し

ています。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は土木管理課へ法定外公共物占用及び土木工事施工の許可申請中でございます。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は、長谷字鶴台地先、他1筆田んぼ125㎡、畑186㎡合計311㎡でございます。埼玉県川口市の★★さんが川口市の★★さんから土地を買い受けて資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は千葉市緑区で太陽光発電工事の施工をしていますが、今後更に南方向で事業を拡大する予定であり、関連する資材・用具等の置場が必要となり探していたところ譲渡人と住所が近く話しがまとまったとのことでございます。計画としましては、電線管、コンクリート支柱、車両出入り及び駐車スペースとする計画でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。隣接同意が必要な農地及び他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。
- 第二小委員会 小委員会での審議の結果、8号議案許可相当、9号議案許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは順次、審議いたします。まずは8号議案です。こちらも現地調査しておりますが★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 親子間の使用貸借であり、2種農地でもありますので許可相当をお願いします。
- 会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 現場を以前に確認に行ったのですが、現地は奥まった箇所であり、農地として利用することは困難だと感じました。2種農地でもありますので、許可相当をお願いします。
- 会長 8号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは8号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 8号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
- 続きまして9号議案です。こちらも現地調査してあります。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 現地は住宅の奥まったところにあり、農地としての利用価値は低いと思われるので、許可相当をお願いします。
- 会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 申請地は奥まったところにあり、支障ないと思われるのですが、ただ資材置場として利用するにあたり、進入路が狭いことが気になります。他に迷惑がかからなければ

良いと思います。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 進入路はおよそ2.5m程度になるかと思えます。周辺に住んでいる方とトラブルにならないかと思えます。本件については、基本的には許可で良いと思うのですが、進入路が狭い件については、改めて事業者を確認し対応を検討してもらうなどの対策が必要だと思えます。

会長 本件につきましては、いかがいたしましょうか。進入路の件について、1ヶ月保留として、次回の総会時に報告していただくか、もしくは許可相当と判断して、県に進達する間に対応を確認するか。

★★委員 進入路の両側には住宅があるので、拡幅などは物理的に難しいのではないですか。今回の件は許可相当でやむを得ないのではないのでしょうか。

会長 それでは9号議案については許可相当とし、事業者に進入路の安全な利用についての対策を県へ進達中に事務局まで報告をしてもらうということではいかがでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案につきましては、許可相当といたしますが、進入路の利用について周辺住民と協議のうえ、事業者より報告をいただくということで決定いたしました。

 続きますして10号議案から17号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きますして10号議案でございます。申請地は木崎字川田地先他2筆、田457㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合9街区地先、面積234㎡でございます。大芝の★★さんが東部台の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては現在、親と同居しているが独立し、近くに住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積70.87㎡が1棟でございます。排水は東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

 次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

 続きますして11号議案でございます。申請地は木崎字川田地先他2筆、田460㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合9街区10-3号、面積234㎡でございます。千葉市の★★さんが東部台の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては現在、アパートに居住しているが手狭になったため、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積60.45㎡が1棟でございます。排水は東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

 次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

 続きますして12号議案でございますが、申請地は早野字石川地先、田652㎡でございます。早野の★★さんが早野の★★さん他1人から土地を買い受けて事務所用地

とする申請でございます。申請理由としましては、現在、申請人は当該土地の近隣で事業を行っているが、手狭になったため周辺で土地を探していたところ交通の便から申請地に事務所を建て転用したいとのことでございます。計画としましては、木造・平屋建て・事務所・建築面積189.54㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。早野水利組合から放流同意書が提出されています。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございますが、譲渡人の意思により取下げとなりました。

続きまして14号議案でございます。申請地は長尾字下関戸地先、田んぼ510㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合10街区地先、面積266㎡でございます。小林の★★さんが大網白里市の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、近隣で新居を考えていたところ、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積51.50㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして15号議案でございます。申請地は腰当字川向地先他3筆、田んぼ192㎡、畑936㎡合計1128㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合18街区地先、面積217㎡でございます。長尾の★★さんが東金市の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、アパート住まいで高齢になった為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積59.62㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして16号議案でございます。申請地は長尾字立ヶ腰地先他1筆、田んぼ472㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合21街区地先他1筆、面積269㎡でございます。横浜市の★★さんが東金市の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、アパート住まいで高齢になった為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積57.96㎡が1棟でございます。排水は東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付

すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして17号議案でございます。申請地は長尾字立ヶ腰地先、田んぼ358㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合21街区地先、面積203㎡でございます。大網白里市の★★さんが東金市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在のアパート住まいで生活に不便である為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積76.16㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。

会長

小委員会での審議の結果、10号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案許可相当、14号議案許可相当、15号議案許可相当、16号議案許可相当、17号議案許可相当となりましたので報告いたします。

第二
小委員長

それでは順次、審議いたします。10号議案及び11号議案は大芝土地区画整理事業区域内です。★★委員、ご意見ございますか。

会長

10号議案及び11号議案につきましては、住環境の整備を行っている事業区域内になりますので許可相当をお願いします。

★★委員

10号議案及び11号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは10号議案及び11号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 10号議案及び11号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

会長

続きまして12号議案です。こちらも現地調査してあります。★★委員、ご意見ございますか。

特に問題ないと思いますので、許可相当をお願いします。

★★委員

続きまして★★委員、ご意見ございますか。

会長

申請地は茂原大多喜線沿いにあり、用途地域内でございますので許可相当をお願いいたします。

★★委員

12号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは12号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 12号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

会長

続きまして13号議案ですが、取り下げとなっております。14号議案から17号議案までがゆたか土地区画整理事業区域内です併せて審議いたします。★★委員、ご意見ございますか。

土地区画整理事業区域内で、用途地域内でございますので許可相当をお願いします。

★★委員

会長 14号議案から17号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは14号議案から17号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 14号議案から17号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして農地法第5条の規定による許可後の計画変更です。事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして18号議案でございますが、申請地は大芝字一東割地先、他4筆、畑1258㎡と一体利用する宅地190.71㎡の合計1448.71㎡でございます。千葉市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて店舗及び駐車場用地とする申請でございます。当初計画は譲受人が★★でしたが、★★他2人に変更申請をするものでございます。譲受人変更の理由としましては、資金計画の変更による為でございます。その他譲受人変更以外に転用許可内容の変更はございません。

説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。

会長

小委員会での審議の結果、18号議案許可相当となりましたので報告いたします。

第二

小委員長

それでは審議いたします。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

会長

本件は資金計画のみの変更でありますので許可相当でお願いいたします。

★★委員

それでは★★委員、ご意見ございますか。

会長

農地転用の内容の変更ではありませんので、許可相当でお願いします。

★★委員

会長

18号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは18号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 18号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
ここでいったん休憩といたします。

(休憩中)

会長

それでは会議を再開いたします。続きまして先月の保留案件の19号議案です。事務局より説明をお願いします。

事務局

先月、地元との協議をするとのことで保留になった案件であり、この協議内容について★★委員からご説明いただけることになっております。

会長

それでは★★委員、協議内容についてご説明をお願いいたします。

★★委員

本件については、地元自治会に説明がなかったため、先月、事業者より自治会に対し説明会が行われました。その席にて自治会からの要望事項を話しまして、おおむね事業者より了承を得ておりますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長

19号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは19号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 19号議案については、許可相当ということに決定いたしました。続きまして20号議案で

す。農業経営基盤強化促進法第18条第1項による利用権設定についての事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第20号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO. 1につきましては、借受者が東郷の★★さん、貸付者は上林の★★さんで、利用権設定する土地は谷本字上ノ台地先他1筆、田、計2,559㎡で賃貸借権の設定で、期間は3年でございます。

以下同様にNO. 2からNO. 4が利用権設定期間3年、NO. 5からNO. 7が利用権設定期間5年、NO. 8からNO. 9までが利用権設定期間10年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございますが、新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO. 1が利用権設定期間4年、NO. 2からNO. 3が利用権設定期間5年、NO. 4からNO. 8が利用権設定期間6年、NO. 9からNO. 10が利用権設定期間10年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は25,676.00㎡、再設定（更新分）の利用権設定面積は33,266.62㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

会長

この件についてご質問やご意見ございますか。（意見なしの声）それでは20号議案については承認ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）20号議案については、承認ということに決定いたしました。

以上で協議事項は全て終了いたしました。

これを持ちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第11回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを

証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年9月30日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印